

(総務委員会)

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法

の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、国家公務員及び地方公務員の障害補償に係る障害の等級の改定等を行うおとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員災害補償法の一部改正

1 障害補償に係る障害の等級の改定

国家公務員の障害補償に係る手指及び眼の障害の等級を改定する。

2 用語の整理

所要の用語を整理する。

二、地方公務員災害補償法の一部改正

地方公務員について、一と同様の措置を講ずる。

三、この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の規定は、平成十六年七月一日から適用する。